

明石市立西部文化会館清涼飲料水自動販売機設置業者の公募について

明石市立西部文化会館内における清涼飲料水自動販売機について、設置業者を公募しますので、希望される方は下記により応募してください。

1 設置場所等の概要

(1) 設置場所

明石市立西部文化会館 1 階玄関入口
明石市二見町西二見 597 番地の 2

(2) 設置面積等

別紙「設置位置図」参照

(3) 公募する清涼飲料水自動販売機数

1 台

2 設置条件

(1) 運営方法

設置業者は、自ら自動販売機を設置し管理すること。また、第三者に下請けさせ、もしくは委任しないこと。

(2) 設置可能な自動販売機

ア 自動販売機で販売する清涼飲料水は、アルコール類（アルコール類に準じる飲料水を含む）を販売しないこと。

イ 自動販売機で販売する清涼飲料水の容器は、缶、ペットボトル、またはそれに類するものとする。

ウ 設置する自動販売機のデザインは、明石市広告掲載指針第 3 条、明石市広告掲載基準第 5 条に抵触しないデザインであること。

エ 自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

オ 本市の施設として、良質な清涼飲料水を低廉な価格で供給できること。

(3) 設置開始日

2 0 2 5 年 4 月 1 日

(4) 設置期間

2 0 2 5 年 4 月 1 日から 2 0 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、行政財産使用許可が更新される場合は、2 0 2 8 年 3 月 3 1 日まで設置できる。

(5) 施設使用

設置業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可を受けて使用すること。

(6) 設置料

明石市が設定する最低設置料520円（月額）以上で、かつ、最高金額をもって有効な価格の見積りを行った金額を設置料とする。

支払い方法は、毎月払いとし、指定する納期限までに納入すること。

(7) 光熱水費等

光熱水費、設備等の消耗品、及び清掃等の費用については、全額、設置業者の負担とする。光熱水費の支払い方法は、設置料と同様とする。電気料金については設置業者の負担において、設置する自動販売機に電気量子メーターを設置し、指示値により計測した使用量に、電気料金単価を乗じて得た額とします。

(8) 使用上の制限

ア 設置業者は、市管理施設の一部を使用していることを十分認識し、常に良好な状態で使用すること。

イ 空缶・ペットボトル等の回収容器を設置し、定期的に回収すること。

ウ 自動販売機設置以外の用途に使用しないこと。

エ 現状を変更する場合には、市の許可を得ること。

オ 設置許可期間中に1回以上自動販売機を移動して当該自動販売機の下面、背面、側面及び設置スペースを清掃すること。

(9) 損害賠償

設置業者の責任により使用物件の全部または一部に損害を与えたときは、設置業者は、市に対し損害額に相当する金額を賠償すること。

(10) 許可の取消し

市において公用または公共用に供するため設置場所を必要とするとき、または設置業者が設置条件に違反したときは、市は設置許可を取り消すことができる。設置業者は、この場合に生じた損失を市に請求することができない。

(11) 原状回復

設置業者は、設置期間が満了したとき、または設置許可を取り消されたときは、自己の責任において市長の指定する期日までに自動販売機を撤去し、使用場所を原状に回復すること。なお、設置業者が原状回復の義務を履行しないときは、使用者の負担において市が行う。

(12) 有益費等の請求権放棄

設置業者は、設置期間が満了したとき、または設置許可を取り消されたときは、自動販売機設置に投じた改良及び修繕によって生じた有益費、その他一切の費用は請求できない。

(13) 転貸等の禁止

設置業者は、設置場所を他の者へ譲渡し、委託し、転貸し、または担保にすることはできない。

(14) 届出等の義務

ア 設置業者は、代表者及び団体名称等に変更があった場合は、書面により遅滞なく届けること。

イ 設置業者は、毎月の販売数及び販売売上げを書面により報告すること。

(15) 事故・故障等の処理

設置業者は、設置期間中において発生した事故・故障等については、設置者の責任において処理すること。

3 参加要件（応募者は、次のすべての要件に該当する者）

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 明石市契約規則（平成5年規則第10号）第3条の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定もしくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

(4) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から見積合せ日までに指名停止処置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

(5) 明石市広告掲載基準第4条による事業者でないこと。

(6) 事故・故障等の際、自己の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力があること。

4 清涼飲料水自動販売機設置業者の公募に関する質問及び回答

(1) 募集内容に関し、質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリ（078-918-5131）により明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課へ質問書（様式1）を提出してください。

2025年2月25日（火）から2025年3月4日（火）午後1時まで

明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課

公募型見積合わせ担当者 宛

(2) 質問に対する回答

2025年3月6日（木）午後1時から市のホームページにおいて公表します。

5 応募方法

応募する者は、2025年3月6日（木）午後1時に市のホームページに掲載する清涼飲料水自動販売機設置業者募集に関する質問及び回答を確認の後、以下の方法により応募してください。また、応募される前に、設置場所の確認をしてください。

(1) 次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（様式4）を貼り付けてください。

ア 応募申込書（様式2）

イ 販売を行うとする清涼飲料水の品目リスト

ウ 設置予定の自動販売機の寸法が分かる資料と外観カラー写真（2面以上。カタログの

写しでも可)

エ 個人事業者にあつては、現在の経営規模（氏名、商号、事業開始年月日、元入金の額、従業員数、売上高、事業内容、所在地を明記した書類）

オ 法人登記簿謄本、または住民票謄本（写しでも可）

カ 国税・市税完納証明書（申込日より1ヶ月以内に発行されたもの。写しでも可）国税の納税証明書は、個人の場合にあつては、その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）、法人の場合にあつては、その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）を提出。

ただし、明石市税を納付する義務がない者については、市税完納証明書は不要。

キ 見積書（様式5）

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留（簡易書留も可）の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課への郵便物の必着期限は、2025年3月11日（火）です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

イ 郵便物提出日中に、ファクシミリ（078-918-5131）により明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課へ公募型見積合わせ参加確認書（様式3）を送付してください。

明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課
公募型見積合わせ担当者 宛

6 見積方法及び契約方法

(1) 見積金額は、設置場所の月額設置料を記載してください。なお、月額設置料には行政財産使用料を含みます。

(2) 電気料金は別途徴収しますので、見積金額には含めないでください。

(3) 設置料に消費税額は加算しませんので、見積金額は、希望設置料の100分の100で記載してください。

(4) 販売本数実績（参考）

平均約155本/月（2021年4月から2021年12月）

新型コロナウイルス感染防止のための施設使用制限期間を含む。

7 見積りに関する条件

(1) 見積書が所定の日時までには到着していること。

(2) 見積者が同一事項について2通以上した見積りでないこと。

(3) 見積者の記名押印があり、見積内容が明確であること。

(4) 見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。

(5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる見積りでないこと。

8 無効とする見積り

- (1) 見積者として必要な資格のない者が行ったもの。
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者が行ったもの。
- (3) 見積りに関する条件に違反したもの。

9 設置業者選定方法

見積合せを行い、最高金額をもって有効な見積りを行った応募者を設置業者とします。見積合せの場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象とはしません。

10 見積合せ日時・場所

日時 2025年3月14日（金）午後2時20分

場所 明石市役所 本庁舎8階 804会議室

11 見積合せ結果の公表

2025年3月17日（月）午後1時から明石市のホームページにおいて公表します。

12 暴力団排除に関する誓約書の提出について

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、契約金額が200万円を超える場合には、契約予定者は契約決定時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、応募申請・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、契約予定者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

13 その他

応募申請に係るすべての費用は、応募者の負担とします。また、提出されたすべての申請書類等についても、審査結果にかかわらず一切返還しませんので、ご了承ください。